

平成 30 年 網走市議会
総 務 経 済 委 員 会 会 議 録
平成 30 年 12 月 20 日（木曜日）

○日時 平成30年12月20日 午前10時16分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第11号 平成30年度網走市一般会計補正
予算中、所管分
2. 議案第12号 平成30年度網走市国民健康保険
特別会計補正予算
3. 議案第13号 平成30年度網走市公共下水道特
別会計補正予算
4. 議案第14号 平成30年度網走市介護保険特別
会計補正予算
5. 議案第15号 網走市職員給与条例等の一部を
改正する条例制定について

○出席委員（8名）

委 員 長	金 兵 智 則
副 委 員 長	立 崎 聡 一
委 員	小田部 照
	川原田 英 世
	永 本 浩 子
	古 都 宣 裕
	松 浦 敏 司
	渡 部 眞 美

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議 長	工 藤 英 治
-----	---------

○傍聴議員（4名）

栗 田 政 男
佐々木 玲 子
平 賀 貴 幸
山 田 庫司郎

○説明者

副 市 長	川 田 昌 弘
企画総務部長	岩 永 雅 浩
観光商工部長	後 藤 利 博
情報政策課長	干 場 正 博
職 員 課 長	小 松 広 典

商工労働課長 田 口 徹

○事務局職員

事 務 局 長	大 島 昌 之
次 長	細 川 英 司
主 事	早 渕 由 樹

午前10時16分開会

○金兵智則委員長 ただいまから、総務経済委員会
を開会いたします。

本日の委員会ですが、付託されました追加議案 5
件について審査をいたします。

本日の進行ですが、まず、人件費関係分について
審査をいたします。

人件費は一般会計のほか、特別会計として議案第
12号、議案第13号、議案第14号、加えまして条例改
正で議案第15号が関連しますので、一括して審査を
いたします。

続きまして、議案第11号中、観光商工部関係分
について審査をし、債務負担行為の補正について審査
をいたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、人件費関係分より順次説明をお願い
いたします。

○小松広典職員課長 給与改定に係る条例改正と、
それに伴う補正予算ということです。

初めに、議案資料 8 ページ、資料 7 号をごらん願
います。

議案第15号網走市職員給与条例等の一部改正概要
について御説明申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、人事院勧告
に基づく、国家公務員の給与改定の取り扱いに準じ
て、一般職の給与並びに常勤の特別職、市議会議員
の期末手当の支給月数を改定しようとするものでご
ざいます。

改正する条例は、網走市職員給与条例、網走市一
般職の任期付職員の採用等に関する条例、網走市常
勤の特別職に属する職員の給与に関する条例、網走
市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の 4 条例でございます。

改正の内容でございますが、本年度の人事院勧告の国家公務員の取り扱いに準じた（１）の一般職の給与につきましては、①は給料表を公務員俸給表に準じて改正しようとするもので、給料表で平均0.2%の引き上げとなっており、初任給若年層に重点を置いた引き上げ内容で、初任給では高卒、短大卒、大学卒それぞれ1,500円の引き上げとなっております。

②の勤勉手当の改正でございますが、下の表をあわせてごらんください。

期末勤勉手当の年間支給月数を現行の4.4月から4.45月とし、引き上げ分の0.05月分を平成30年度分につきましては、12月期の勤勉手当に加えるものでございます。

また、平成31年度以降の期末勤勉手当については、6月期と12月期が均等になるよう配分する改正となっており、期末がそれぞれ1.3月、勤勉が0.925月とする改正で、同様に再任用職員及び特定任期付職員は、年間0.05月の引き上げとなっております。

続いて、議案資料9ページをごらんいただきたいと存じます。

（２）の常勤の特別職及び市議会議員の期末手当については、年間支給月数を現行の4.4月から0.05月引き上げ、4.45月とするもので、平成30年度につきましては12月期に0.05月を加え、平成31年度以降は6月期、12月期ともに支給月数が均等になるようそれぞれ2.225月とする改正でございます。

施行期日等につきましては、（１）①の一般職に係る給料表の改正、平成30年度に係る②の勤勉手当、（２）の常勤の特別職及び市議会議員の期末手当の改正は、公布の日から施行し、在職者について平成30年4月1日から適用とするもので、平成31年度以降の（１）②の一般職の期末勤勉手当支給月数、（２）の常勤の特別職及び市議会議員の期末手当支給月数の改正は、平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。

条例の新旧対照表については後段に添付してあるとおりでございます。

給与条例の説明は以上でございます。

引き続き、給与改定に係る人件費の補正予算の内容になりますけれども、議案資料3ページをごらん願います。

人件費の補正概要について、御説明申し上げます。

人件費の補正につきましては、各会計にわたって

おりますが、ここでは一般会計と特別会計をあわせた総額で御説明申し上げます。

人件費の補正総額は1,062万3,000円の追加でございます。

内訳としましては、（１）の特別職では、市長と及び議員の給与改定に係る手当、共済費が49万1,000円の追加、（２）の一般職では、給与改定による1,013万2,000円の追加でございます。

人件費の補正概要は以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 確認ですが、今、人事院勧告に基づいて、それぞれ職員並びに任期付職員、そして特別職というふうにありましたが、市議会議員については人事院勧告等は関係がないというふうに思うんですが、それはそれでよろしいのでしょうか。

○小松広典職員課長 職員の給与につきましては、人事院勧告の公務員の取り扱いに準じて改正するという内容の趣旨でございます。

○松浦敏司委員 議員は。

○小松広典職員課長 直接議員に対しての勧告ではございませんけれども、手当の水準という形での中身でいきますと、同様に改正をさせていただきます。

○松浦敏司委員 今、説明がありましたように、直接的には議員は人事院勧告には関係しないということですから、私はそういう意味では一般職並びに任期付職員、そして特別職、常勤の特別職の給与に関する条例改正については賛成ですが、議員の部分については賛成できないということであります。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 今の一般職のほうで初任給とまた若年層に重点を当てて、1,500円アップということで大変いいことだと思うんですけど、この若年層というのは、年代的には何歳ぐらいまでを指すのでしょうか。

○小松広典職員課長 特に何歳までということはないんですけども、初任給を重点的に1,500円とありまして、若年層のほうから次第に1,000円程度というような国のほうの勧告では言っているんですけども、次第に高齢層に向かうに従って、金額の上がり幅が少なくなっていくような改正になりまして、高齢層でいきますと最低で400円の改定となっております。

○永本浩子委員 ということは、若い方から1,500円がマックスでだんだん年代が上がるにつれて少し

ずつ上がり幅が減って、1番少ない上がり幅の方は400円ということでしょうか。

○小松広典職員課長 そのとおりでございます。

○永本浩子委員 理解しました。

○川原田英世委員 ちょっと何点かわからないことがあったので確認したいなというふうに思います。

まず、公布の日からということで、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するということですが、単純な話なんですけど、まず、公布の日というと、公布はいつからというのがない限りは議会が通った日となるのでしょうか。

○小松広典職員課長 1番早くて議決を受けた日となるかと思います。

○川原田英世委員 となると、これは公布の日に在籍というか在職のある人が適用になると。

その間にやめていた場合は適用にならないということなんですか。

○小松広典職員課長 そのとおりでございます。

○川原田英世委員 わかりました。

勤勉手当、期末手当っていうものの自体がどういった意味合いなのかなということを考えるんですが、特に一般企業だと出せるときもあれば出せないときもあったりとか、特に経営してる側になると苦しい判断をしなくちゃいけないこともあって、思うように出せないという悲しいときもあったりするんですけども、そういうことと違ってこれは一つの条例としてあるということで、その中でこの期末手当、勤勉手当はわかるんです。

期末手当とはどういう位置づけなのかよくよく気になるんですがどういった認識なのか伺います。

○小松広典職員課長 期末手当、勤勉手当でございますけども、民間企業でいけばボーナスという位置づけになります。

期末、勤勉それぞれですね、12月1日と6月1日を基準日にするんですけども、その期間におけるボーナス的な要素というのが期末手当です。勤勉手当につきましては、民間企業という業績の手当に値する部分でありますけれども、公務員についても業績にかかる部分として、勤勉手当として支給してる内容でございます。

○川原田英世委員 難しいなとつくづく思います。

各期を決めて、そのときに報償として支払いするボーナス的な要素でいくと、途中でやめて公布の日に在籍しなくても、それは支給を受ける権利が当然

あるんじゃないかなと思ったものですから、ただその交付の日以前にやめた人には適用されないのはそもそも意味合いからして違和感を感じるなと思ったので、質問をさせていただきましたけど大きい話なのでとりあえず置いておいて、内容は理解しました。

○小松広典職員課長 基準日というのは6月の1日に在職するもの、12月1日に在職するものなんですけど、上がる前提というところではないところの話なので、12月1日と6月1日の基準日において…。

休憩をお願いします。

○金兵智則委員長 暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時31分再開

○金兵智則委員長 それでは、再開をいたします。

川原田委員の質疑に対する答弁から。

○小松広典職員課長 期末勤勉手当につきましては、6月1日と12月1日が基準日となっております。

今回給与改定というのは、公布の日から施行されるということですので、例えば12月1日に在職していた職員については、期末手当、勤勉手当については当たりますけども、改正の中身は反映されないという内容でございます。

○金兵智則委員長 よろしいですか。

他にございますか。

○立崎聡一副委員長 私はこの案件に関しては一定の理解を示させていただきますので、賛成の意見で進めていただきたいと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここでお諮りをいたします。

人件費関係分につきまして、議案第11号及び議案第15号職員の条例の改正の部分につきましては、大方の賛成者をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

続きまして、議案第12号、議案第13号、議案第14号につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのようにいたします。

それでは続きまして、議案第11号中、観光商工部関係分について審査をいたします。

説明を求めます。

○田口徹商工労働課長 お手元の追加議案資料の4ページをごらんください。

平成30年度一般会計財政調整基金費及び商工振興費補正予算、事業名はふるさと寄附基金積立金及び「おいしいまち網走」PR事業ですけれども、これの補正について御説明いたします。

1、補正の理由及び内容ですけれども、ふるさと寄附金の収入額が当初予算額よりも増加している状況でございます。

現計予算額7億円に対しまして、本日現在で10億600万円という状況もあり、今後も寄附金の収納が見込めることから、次の必要経費を追加補正させていただきます。

まずは事業にかかわる謝礼品代、寄附に対する返戻品代ですけれども、報償費といたしまして1億7,270万円、事業にかかわる事務費であり、需用費につきまして50万円、事業にかかわる返戻品等の送料及び寄附を集めるインターネットサイトの手数料等であります役務費としていたしまして1億5,680万円、ふるさと寄附金基金積立金として2億7,000万円の合計6億円を追加補正するものです。

2番目の補正額ですけれども、(1)といたしまして、歳出予算につきましては、1点目がふるさと寄附基金積立金ですけれども、款項目事業名につきましては記載のとおりでございまして、補正額は、補正前の額が3億5,968万5,000円で、今回の補正額ですが、財源が全て寄附金で2億7,000万円、補正後の額が6億2,968万5,000円となります。

次に②「おいしいまち網走」PR事業ですけれども、款項目事業名につきましては記載のとおりでございまして、補正額は、補正前の額が3億4,031万5,000円、今回の補正額が財源は全て寄附金でございまして3億3,000万円、補正後の額が6億7,031万5,000円となります。

次に歳入予算ですが、科目は記載のとおりでございまして、補正額は、補正前の額が7億円、今回の補正額が6億円、補正後の額が13億円となっております。

以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 このふるさと納税については、全国的にいろいろやられていて、大阪の泉佐野市などでは、全国一の取り組みをしているけれど中身が非常に批判を受けていて、総務省からも指摘を受けているという状況で、当市はそんなことはないという

ふうに考えてますし、基本的には3割を超えないという基準があるんですけども、その辺はしっかり守られているというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○田口徹商工労働課長 返礼品の寄付金に対する割合ですけれども、去年の4月1日に総務省から3割以内にしよう上限があったところですが、それを受けまして、当市では去年の8月1日以降全ての返礼品について、3割以下にして取り組んできている状況でございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

それで、今回積立金として2億7,000万でしたか。

トータルすると、このふるさと基金は幾らになるのでしょうか。

○田口徹商工労働課長 今年度におきます補正の積立金額、寄附金の積立額は合計6億2,968万5,000円になります。

○金兵智則委員長 暫時休憩します。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○金兵智則委員 再開をいたします。

松浦委員の質疑に対する答弁から。

○田口徹商工労働課長 トータルの基金積立額につきましては、ただいま調査いたしますので、少々時間をいただければと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 このふるさと寄附金に関しては、先日もテレビで網走のふるさと寄附金の内容が紹介されまして、先ほど松浦委員のほうからあった中身がそのふるさとの物ではないところと比べて、網走は本当にふるさとの物をアピールして、それがまた非常に売れていて雇用拡大にもつながっていて素晴らしい取り組みということで、網走の取り組みが紹介されたんですけれども、今回も、現時点で10億600万円ということですからかなり伸びてくると思いますけれども、内容的には上からどういったものが今、1番出ているのでしょうか。

○田口徹商工労働課長 返戻品の内訳ですけれども、やはり当市は水産業が盛んということもございまして、サイトを4つ持ってるんですけども、各々の中で、やはり人気があるのは海産物、特にカニ関係が上位を占めている状況でございます。

○永本浩子委員 カニがやっぱり1番売れ筋ということで、今回は取扱サイトを4つにふやしたということで、そこがやっぱり去年よりもかなり伸びた要

因だということが言えるのでしょうか。

○田口徹商工労働課長 平成29年度の段階では、ふるさとチョイスと一緒にいる「ふるぽ」と「ANA」と「さとふる」という3つのサイトだったんですけども、今年度におきまして「楽天」と「ふるさとプレミアム」という会社を追加しまして、現在5社となっております。

今回追加した会社も、今年度では1番多く入っているような状況でございますので、追加したことがやはり寄附の増加にはつながっていると言えると思います。

○永本浩子委員 大変いい結果でうれしく思います。

了解いたしました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 補正でふえてということで、これ自体はすごく喜ばしいことなんですけど、私たち地域のまちに落ちてくる額というのいろいろあるのかなというふうに思っています。

制度自体に大きくなればなるほどいろんな課題が見えてきたなというふうに思います。

特に、寄附を受け取る側はいいんですけど、出してる自治体としてはとんでもない負担になってきていて、特に東京都では各地域ではもうこんな制度やめてしまえという話があると。

受け取る我々としてはうれしいんですけども、そのうちやっぱり何%、かなり大きな額が事業手数料として支出があります。

ある意味、本来あるべき税金が大企業に流れているということで、非常に悪い制度としても捉えられることでもあるということは十分認識しなくちゃいけないことと思います。

そういった上で制度はこれから存続していくためには、そういった部分もしっかり見て、見直していく必要も出てくるだろうというふうに思いながら、このふるさと寄附の事業を見てきました。

そういった観点からちょっと1点伺いたいんですけど、年末にならないとわからないかもしれないんですけども、逆に出ていっている部分というのはどのくらいあるのでしょうか。

盛んになればなるほど網走市からも、寄附も来るけども逆に流出してしまっている部分もあると思うんです。

確定してないと思うんですけど、わかる部分がありましたら伺いたいと思います。

○田口徹商工労働課長 税情報ですので、ちょっと我々ではつかむことができないんですけども、来年の2月15日からの確定申告が終わってみたいと、どのくらい出ていくのかは現状ではわからないところでございます。

○川原田英世委員 わかりました。

基金として積んでいる部分はあるけれどもやっぱり出てる部分もあって、それが相殺ではどうなのかということも網走としても見ないといけない制度なんだなというふうに思いますのでそこら辺は注視していただいて、寄附がふえたからと喜んでいただけ、あけてみたら出てる部分も同じくらいあったら何も意味がない制度になってしまいますので、そこら辺はしっかりと各地域、網走もしっかりと見ていただきたいなというふうに思います。

これは意見ですので、以上です。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここでこの件については一旦保留をさせていただいて、次に移らせていただきたいというふうに思います。

続きまして債務負担行為の補正について審査をいたします。

説明を求めます。

○干場正博情報政策課長 追加議案資料6号の5ページ及び6ページをごらん願います。

平成30年度一般会計補正予算、基幹系システム用パソコン整備事業に係る債務負担行為の設定、並びに情報系システム用端末整備事業に係る債務負担行為の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、まず、基幹系システム用パソコン整備事業でございますが、現行の住民記録・市税収納管理等の基幹系システムを使用するパソコンが前回購入から7年経過したため、平成31年度に更新するに当たり、現在使用している基本ソフトであるウィンドウズ7の延長サポート期限である平成32年1月14日までに、ウィンドウズ10を搭載したパソコンに更新する必要があるございますが、現在パソコンの主要部品であるCPUが世界的に供給不足の状況となっており、早期に購入事務を取り進める必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、情報系システム用端末整備事業でございますが、現在庁内で通常業務で使用しているパソコンにつきましても、ウィンドウズ10の更新が必要にな

りますが、従来のパソコン本体の業務処理ではなく、端末を経由しサーバー側で業務を行い、その処理画面を端末に転送するシンククライアント方式を導入し、現行のパソコン400台を新クライアント310台、パソコン90台で運用しようとするものでございます。

シンククライアント方式につきましてですが、これまでは業務処理につきましては、職員にそれぞれ配置された個々のパソコンが行っておりましたが、シンククライアント方式では一元管理された高性能なサーバー側で処理を行うこととなります。

ただ、職員はこれまで同様ディスプレイで画面を見ながら、キーボードやマウス等による操作を行えますけれども、キーボード入力をサーバー側に伝えたり、あるいはサーバーでの処理結果をディスプレイに映し出す中継装置として、新クライアント端末が必要となるものでございますけれども、操作自体はこれまでのパソコンとほぼ変わらないものでございます。

シンククライアント方式にすることにより、端末側にデータ保存やソフトのインストールを行わないために、セキュリティ面の向上が図られること、またパソコンと比較して端末本体はハードディスクがない簡易な構成のため、故障のリスクが少なくなり、管理が容易になること等の利点がございます。

ただ、全てをシンククライアント端末にした場合、ソフトによっては動作しない可能性を考慮いたしましてパソコン90台につきましては引き続き配置するものです。

シンククライアント端末におきましてもCPUが使用されており、世界的な供給不足なっていることから、早期に購入事務を取り進める必要があり、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

購入につきましては、北海道市町村備荒資金組合の防災機材譲渡事業を活用し、備荒資金組合が事業者から一旦購入した後に、網走市と備荒資金組合が譲渡契約を締結し、その代金と利息を付して、平成31年度から35年度まで5年間で支払うことによって負担の平準化を図ってまいります。

限度額につきましては記載のとおり、基幹系システム用パソコン整備事業につきましては2,755万4,000円、情報系システム用端末整備事業につきましては4,617万5,000円でございます。

また、契約につきましては補正予算成立後の議会

におきまして、財産取得に係る譲渡の御審議を経て、関連議案が可決成立した後に締結する予定でございます。

以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○川原田英世委員 端末のところに余計なデータが置かれられないということでセキュリティ的にはすごく向上するんだというふうに思いますが、動作の部分でかなり、CPUの話も出ましたが、負担が大きくなると思います。職員の人が扱うに当たって、多分、集中するとダウンしたり、めちゃくちゃ遅くなったりするということはあるかと思います。

そこら辺はどういうふうに情報を得ているのかお伺いします。

○干場正博情報政策課長 動作につきましては現行のサーバーと連携をとりながら動かす予定でございますので、現行のサーバーの管理を委託しておりますベンダー側とも協議をいたしまして、問題はないだろうという判断をしております。

また先行導入している自治体で千歳市でございますけれども、千歳市の担当者の方にもお話を伺いまして、大きな問題はないということでお話を伺っております。

○川原田英世委員 他市で使ってる例があつて安心して使えるものであればいいと思うんです。

1点、CPUっていう不足っていうのがいろいろと話が出てくるんですか、あんまりCPU不足という感覚がなくて、CPUも非常にたくさん種類があるんですけど、不足してるというのは何か特殊なCPUということで理解してよろしいのでしょうか。

どういったものなのか教えていただければと思います。

○干場正博情報政策課長 CPUの不足につきましてはインテル社のCPUが不足しているということで、ことしの秋ぐらいからニュース等でもありまして、また、11月の下旬に私どもと管理運営している業者のほうからもパソコンの調達が非常に厳しくなっているという情報をいただきました。

そういうことで、今回、導入しようとしているCPUにつきましても供給不足ということでお話を伺っております。

○金兵智則委員長 他に。

○松浦敏司委員 何ともアナログ世代の私にとっては非常に難しく、よくわからないところがあるんですが、32年までに更新が必要だということで、し

かし、供給不足なのでということで、債務負担行為をするということですが、この供給不足になっているものは、それまでに間違いなく間に合うだろうということでもよろしいでしょうか。

○干場正博情報政策課長 供給につきましてはインテル社のほうで供給しているものですので、私のほうから今ここで、絶対大丈夫ということは断言は正直できませんが、できるだけ早く調達したいと考えております。

○松浦敏司委員 例えば間に合わないこともあり得ますよね、理論的には。その場合は32年を過ぎても、当面は支障を負わないというふうに捉えていいんでしょうか。

○干場正博情報政策課長 延長サポート期限である32年の1月までに調達できなかったという場合ですけども、ウィンドウズ7の延長サポートがその時点で打ち切られるということになりまして、その後ウィンドウズ7のパソコンを当面の間使い続けることになる、セキュリティとしてはやはりレベルが落ちる、不安定なという部分が可能性はございます。

ただ、平成28年度以降強靱化作業など、セキュリティについてはかなりの対策をしておりますので、もしそのまま使い続けたとしても直ちにウイルスが蔓延するですとか、そういう事態になるとは考えておりません。

○松浦敏司委員 何事も急速に、特にこの世界は、我々年寄りには信じられないようなスピードで進んでいて、追いついていけないわけですがけれども、そういう中で、こういう急速に進んだ中での結果として、供給不足というようなことも起きたんだろうと思いますが、事故のないことを願っております。

終わります。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、平成30年度網走市一般会計補正予算中、議案第11号の債務負担行為の補正につきましては、全会一致をもって可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのようにさせていただきます。

ここで戻りまして、平成30年度一般会計補正予算、ふるさと寄附基金積立金及び「おいしいまち網走」PR事業の松浦委員の質疑に対する答弁よろしいでしょうか。

○岩永雅浩企画総務部長 失礼いたしました。

ふるさと寄附の関係ですけれども、平成28年度の積み立て残として6億ございました。

29年度に3億5,700万円の積み立てがあり、合計で9億5,700万程度になります。

そのあと29年度で1億7,700万円の取り崩しがございましたので、現在約7億8,000万の積み立てということになります。

○金兵智則委員長 よろしいですか。

他に、この件につきましてはございませんね。

なければ、ここでお諮りをします。

議案第11号平成30年度網走市一般会計補正予算中、観光商工部関係につきまして、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ではそのように決定をいたします。

その他委員、理事者から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければこれで総務経済委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午前10時54分閉会